

大雪山国立公園管理運営計画書（案）に関する意見募集 （パブリックコメント）の結果

1 意見募集の概要

「大雪山国立公園管理運営計画書（案）」について、次のとおり御意見を募集しました。

○意見期間

令和5年8月10日（木）～令和5年9月8日（金）

○意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）を介したインターネットによる提出、郵送、ファクス又は電子メール

2 意見募集の結果

整理した意見の総数 20 件

ほか意見募集対象外の意見 10 件

3 御意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

大雪山国立公園管理運営計画書(案)に関する意見の概要及びそれに対する考え方について

番号	案における該当ページ	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	P44 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針	1行目「国立公園事業取扱要領」は「国立公園事業執行等取扱要領」の誤りではないか。	1行目には「国立公園事業執行等取扱要領」と記載しています。
2	P44 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項	「その時点」とは「新工法が開発されたとき」として良いか。北海道地方環境事務所は、新工法が開発されたとき、その「個別に検討」の結果を公表するのかが。	「その時点」とは新工法が開発された時点を想定しています。個別に検討結果を公表することは想定していません。
3	P44 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>1. 公園事業施設の基本的要件	<審査基準>で「会員制等」の「等」として想定しているものはあるか。例えば、国立公園の存する都道府県の住民について料金の減免を行うことは許容されるか。	会員制等の「等」は、コンドホテル、企業保養所を想定しています。また、料金については利用機会の公平性が確保される範囲内で事業者の考えにより柔軟に設定することができるものと考えますが、その料金設定が利用機会の公平性の観点から許容されるかについては具体的な内容にもよるため、国立公園事業の認可申請等の際に、個別に判断することが必要と考えています。
4	P44 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>1. 公園事業施設の基本的要件	<指導指針・管理方針等>で「都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。」を削る趣旨は何か。	本文の「国立公園の指定目的にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること」で趣旨は表現されており、本記述は不要と判断しました。
5	P44 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>1. 公園事業施設の基本的要件	<指導指針・管理方針等>で「施設に表示する文言」のほか「施設のウェブサイト」についても多言語表記を検討することとすべき。	必ずしも国立公園事業施設ごとにウェブサイトがあるものではないため、国立公園事業施設の基本的な要件として位置づけるのは適切ではないと考えますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
6	P45 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>3. 建物のデザイン等	<審査基準>「壁面の材料」について「大規模な、あるいは高層の建築物等」は「大規模又は高層の建築物等」とすべきではないか。また、本文言について、他の箇所でも用いられる「大規模建築物」と意味の差異はあるか。	大規模な建築物に高層の建築物も含まれることから、記載を修正し、「大規模建築物」に統一します。
7	P46 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>3. 建物のデザイン等	<審査基準>「車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物」について「極力」を「原則として」と改めているが、改正前後でどのように審査の方針が変更になるのか。	改正前後で方針の変更はありません。これまでも「原則として」という趣旨で運用してきましたが、今回の管理運営計画作成を契機として、その旨を明確にするため修正しました。
8	P46 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>3. 建物のデザイン等	12行目「当たって」は「あたって」のほうがよい。本文の記載の例と同様に。	取扱方針欄において、「当たって」と「あたって」との表記が混同していました。そのため、「当たって」に統一いたします。
9	P48 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>1)共通事項>4. 道路(2)歩道	<審査基準>「基本的考え方」では「大雪山国立公園管理水準」「大雪山国立公園における登山道技術指針」が引用されているが、本項が行政手続法にいう審査基準なのであれば、「大雪山国立公園管理水準」もそうなるのか。	行政手続法に規定する審査基準は<審査基準>の項に記載された事項のみです。「①基本的考え方」は<指導方針・管理方針等>の項に含まれ、<審査基準>の項には含まれないため、「大雪山国立公園管理水準」は行政手続法に規定する審査基準ではありません。
10	p51 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>2)集団施設地区>ア層雲峡集団施設地区>4. 野営場	北海道では小規模な野営場は整備しているが、施設の不具合等から数年閉鎖しており、昨年策定された層雲峡活性化ビジョンを基に施設の存続等を含め検討していくこととしている。	「自然ふれあい施設整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。」との記述は、当該国立公園事業の事業者、整備の経緯を記載する趣旨であり、施設の運営の現状や今後の検討事項については記載することとしないため、原案のままの記載とします。
11	p52 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>2)集団施設地区>イ勇駒別集団施設地区>1. 園地	東川町の整備している休憩舎は今年度撤去予定のため削除してはどうか。	現段階では撤去されていないため、原案のままの記載とします。
12	p52 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>2)集団施設地区>イ勇駒別集団施設地区>5. 駐車場	過去に北海道が整備した駐車場は現在東川町に売却済みである。	御意見のとおり売却済みであり、国立公園事業の内容の変更手続きについても近日中になされる見込みであることから、駐車場の事業主体を北海道から東川町に修正します。
13	p58 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>3)単独施設 姿見の池園地	姿見の池園地の事業執行者は北海道であるので、上川総合振興局の協力という表現は間違いと考える。この場合、北海道＝上川総合振興局である。	御意見のとおり修正します。
14	p58 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>3)単独施設 天人峡園地	現在、四阿は存在しないので削除が適当である。	御意見のとおり削除します。
15	p58 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>3)単独施設 天人峡駐車場	附帯施設の公衆トイレの再整備(整備しない場合含む)について、現在地元東川町と検討中であり、再整備の必要があるとの表現はなじまない。	天人峡駐車場は、羽衣の滝を訪れる利用者の拠点施設として重要であり、利用者の利便性の確保や周辺環境の保全の理由から、公衆トイレを整備する必要性が高いため、原案のままの記載とします。
16	p59 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>3)単独施設 吹上温泉園地	園地内に北海道が公衆トイレを整備している。	北海道が公衆トイレを整備している旨追記します。
17	P61 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>3)単独施設 幌加温泉宿舎	<審査基準>の「趣」とは何か。	湯治場温泉旅館としての雰囲気、風情を意味します。
18	p64 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>3)単独施設 上ホロカメットク山避難小屋	野営指定地については北海道は事業執行しておらず表現が不適切。またトイレについては、ほかの山岳トイレと同様に、「今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する」という表現ではいかがか。	野営指定地の管理者は設定されていないため、野営指定地の記載は削除いたします。トイレについては、御意見のとおり修正します。

19	p70 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針>4)道路>ウ歩道 層雲峡勇駒別線	案文の「一部には植生保護のため～緊急に対策を講ずる必要がある」という想定している場所は天女が原なのか確認したい。もし天女が原だとした場合、踏み荒らしによる植生破壊が進んでいるのではなく北海道が以前設置した木道の維持管理不足により木道を歩くことができず木道脇を歩かせたことが原因と考えるため、その旨を記載すべきであり、この路線だけ具体的な表現である理由を知りたい。	天女が原を想定した記述です。御意見を踏まえ、「一部には、植生保護のため木道等が整備されており、利用者の事故防止、湿原植物の保護のため、補修等を実施する。」と修正します。
20	P82 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針>1)特別地域>1. 工作物の新築等>(4)鉄塔・電柱	「アンテナ用、送信用鉄塔」について「公共目的」の内容が明らかになっているが、電気通信事業法に規定する認定電気通信事業の用に供する「アンテナ用、送信用鉄塔」については須く公益性があるものであり「国の機関又は地方公共団体の要請、要望に基づき」場合以外も含めて「公共目的」であるものとするべきではないか。最低限、国のエリア整備事業等の補助を受けて行う整備については「公共目的」であるものとして取り扱うべき。また、認定電気通信事業の用に供するためにインフラシェアリング事業者が設置する鉄塔についても、認定電気通信事業者による共架等を円滑化するため、同じく「公共目的」であるものとして取り扱うべきではないか。	原生的な山岳地域である大雪山国立公園においては、特別保護地区及び第1種特別地域について風致景観を厳重に保護する必要があることから、設置されるアンテナ用、送信用鉄塔が公共目的に限られるよう指導を行う方針です。この指導によりがたい場合は、アンテナ等を設置することについて公益上の必要性があるか、個別事案ごとに判断することになります。
21	4. 管理運営方針、6. 適正な公園利用の推進に関する事項等の記述全般	・情報収集について 計画書の中に情報を発信する、とたくさん書かれているがその情報を誰がいつどのように得るのかが不明確である。例を挙げれば以下のようなことが気になる。グレード5の登山道に付いてグレードが高いという事しか示されていない。グレードが高いことと情報が無いという事は別だ。特に水場使用の情報は不可欠である。近年利用者が増えている印象があるトムラウシ南沼から十勝岳方向への縦走ルートはリアルタイムな情報は発信されない。それは収集する側の問題である。環境省レンジャーのマンパワー不足だと思われるが、現状のままでは解決できない。そうであるならパークボランティアや自然公園指導員の指導育成を計画的に行っていくことも一つの方法である。それは同時に自然保護思想の普及啓蒙につながる。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、今後の施策の参考とさせていただきます。
22	4. 管理運営方針、6. 適正な公園利用の推進に関する事項等の記述全般	・無人小屋、無人テントサイトの現地情報の提供 今年実際に経験したことが、トムラウシ南沼のサイトで外国人登山者が困っていた。私は英会話もできないが何とかテントの張る場所、トイレブース、水場などの情報を伝えることが出来た。サイトの道標などに二次元コードを表示しスマホ等で他国言語でも情報が得られるというのも方法の一つだと思う。他でも二次元コードの活用が挙げられていたが早急な取り組み目標としてほしい。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項等の記述全般	・協力金について 現在の協力金の在り方がよいのか早急な検証が必要である。私は大雪山の利用者にあまねく公平に協力金を求めるべきと考える(強制か任意かは議論が必要)。少なくとも今のやり方は理想からは遠くかけ離れている。何処で誰が協力金を徴収し、何処で誰が管理運営するのかも含めた議論をしていくべきである。もっと突っ込んだ計画があるべきと考える。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	6. 適正な公園利用の推進に関する事項等の記述全般	・トレイルラン利用について 環境省北海道事務所では大雪山におけるトレイルランの利用は好ましくないとしていた筈である。しかし情報の周知徹底がまるでされていない。各登山口に看板でも立てて周知すべきとも思うが何故かされていない。トレイルランは色々な問題があるが、何が問題でトレイルランがよくないかをきちんと説明すべきであるし、そこから始めたい。夜中の1時、2時に山中を走る危険、勢い余って登山道から外れ高山植物を損傷する危険、そして軽装なランナーが遭遇する急激な天候悪化による遭難の危険等、これからの保護利用には欠かせない項目である。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	4. 管理運営方針、6. 適正な公園利用の推進に関する事項等の記述全般	・情報の一元化 大雪山の自然情報は各ビジターセンターなどがブログ等で発信されている。しかし情報の取り扱い地域など幅が狭く利用者にとっては不便である。何処かで大雪山の情報を取りまとめて発信してくれることを望みたい。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、今後の施策の参考とさせていただきます。
26	6. 適正な公園利用の推進に関する事項等の記述全般	現行で登山道は「利用施設」と位置づけられているが、登山道での補修作業は植生保護・回復作業および土砂流出防止の砂防工事がほとんどであり「保護施設」の位置づけが大きい。また、大雪山では登山道毎に「保全対策ランク」が設けられている。さらに、大雪山では登山道補修工事は近自然工法を主体としていて「歩き易くするためでなく、自然環境保全のための補修」との共通認識下で実施されている。こうした背景から見ても今後の登山道は「利用施設でありつつも保護施設の側面を大きく持つ」ことを認識して管理運営計画に位置付けられるべきである。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、参考とさせていただきます。なお、御意見いただいた点については同様の認識であり、<審査基準>及び<指導方針・管理方針等>においても、御指摘の趣旨を踏まえた記載としております。
27	p11 2. 大雪山国立公園の概況(2)風致景観及び自然環境並びに利用の概況 2)現状と課題 ア大雪山国立公園に影響を与える自然的・社会的環境の変化(イ)人口減少と高齢化、ライフスタイルの変化及び価値観の多様化	23行目「ドローン等」は後段に記載が見当たらない。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、参考とさせていただきます。なお、「ドローン等」は、P40に記載があります。
28	p13 2. 大雪山国立公園の概況(2)風致景観及び自然環境並びに利用の概況 2)現状と課題 イ大雪山国立公園の課題(ア)山岳地域の荒廃等	10行目「km」は「キロメートル」のほうがよい。59ページの例と同様に。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、参考とさせていただきます。
29	p22 5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	7行目「自然公園法」の法律番号を記載したほうがよい。他の箇所の例と同様に。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、参考とさせていただきます。
30	p39 6. 適切な公園利用の推進に関する事項(2)山麓地域1)利用施設の整備、維持管理	19行目「令和3年」は「2021(令和3)年」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	今回のパブリックコメントでは、「大雪山国立公園管理運営計画書」の案のうち「7. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項」を意見募集の対象としております。いただいた御意見は当該箇所該当しないため、参考とさせていただきます。